

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神流町長 田村利男

市町村名 (市町村コード)	神流町 (103675)	
地域名 (地域内農業集落名)	神流町 (旧万場町、旧中里村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・地区内の農地所有者の約7割が70歳以上であり、後継者不足や高齢化が進んでいる。またほとんどが自家消費農家である。  
 ・中山間地域に位置し、狭小な農地が点在している。また、自給的農家が多く、認定農業者は2件(うち1件は法人)のみであり、農地の集積・集約化は厳しい状況にある。  
 ・過疎化、高齢化に伴い、相続による遠方地在住の農地所有者が増加しており遊休農地の増加にも繋がっている。  
 ・鳥獣害防止対策は、捕獲隊による捕獲、侵入防止柵等の対策を実施しているが、野生動物による被害はなかなか減少していかない状況にある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

主要作目であるこんにゃくいもをはじめ、自然条件を生かした、じゃがいも・そば・大豆等の作付け拡大を推進していく。傾斜地では、山菜類や果樹類等省力化が可能な品目の栽培を進めるとともに山間地の特性にあった農作物の検証を行い、特産品化を目指す。また都市部と農村の交流を目的とした観光農業の推進等を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

神流町地内を区域とする。ただし、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用については、担い手である集落営農組織、認定農業者、その他の組織が農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者・耕作者の意向を踏まえたうえで農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
Uターン・Iターン等の農業者や農業外からの新規参入者等の確保を推進していく。 奥多野栽培暦を活用して、新規就農者の定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
神流振興合同会社に豆類・野菜類の栽培委託を実施している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策に取り組んでいる。
- ②地域の特産品であるじゃがいも・そば・大豆等を対象に、慣行農業と合わせて有機農業の取り組みも進める。
- ⑤生産者組合を組織し、栽培に取り組んでいる。